

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第3回)(案)概要

生物多様性の危機への対応((主な新たな対応))

第1の危機

人間活動による
生態系の破壊
等

対応

保護地域の拡大と自然再生の推進

- ・ 自然公園、国指定鳥獣保護区、保安林、保護林など保護地域が拡大
- ・ 足摺宇和海国立公園(海中公園地区 25.9ha)
- ・ 筑波水郷国定公園(特別地域等 136ha)
- ・ 「知床」が世界自然遺産として登録
- ・ ラムサール条約湿地を新たに 20 箇所登録(見込み)
- ・ 全国 15 箇所では自然再生協議会が設立。6 箇所では全体構想策定。2 箇所では実施計画策定

【今後の課題】

適切かつ計画的に保全・再生施策を実施し、効果的に地域間のネットワークを形成する

第2の危機

里地里山等環境の質の変化

対応

各省庁で各種事業が展開

- ・ 里地里山保全・再生モデル事業を全国 4 地域で開始
- ・ 文化的景観の保存・活用事業を全国 9 地域で実施。文化的景観の保存活用に関する事業への補助制度を創設(文化的景観保護推進事業)
- ・ 田園自然環境保全整備事業開始
- ・ 共生林の多様な利用活動推進事業開始
- ・ 緑地環境整備総合支援事業開始

【今後の課題】

里地里山地域における各制度の活用

第3の危機

外来生物による
生態系の攪乱

対応

外来生物法の施行

- ・ 特定外来生物(第一次指定)として、アライグマ、オオクチバス等 37 種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制
- ・ ジャワマンギース、アライグマ、オオクチバス等の 20 種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施。全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表
- ・ アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を新たに実施

【今後の課題】

特定外来生物の追加指定及び防除の検討・実施及び普及啓発。防除などの外来生物法の実施体制の整備

主要テーマ別の取扱方針に関する点検結果（主な新たな対応の概要）

（１）重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

（重要地域の保全）

- ・平成 16 年度には、足摺宇和海国立公園における海中公園地区の追加指定（３箇所）及び拡張（２箇所）（計 26ha）、水郷筑波国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定（１箇所）（計 4,251ha）、保護林の新規設定及び拡張（計約 2 千 ha）、保安林の計画的指定（約 114 万 ha）等保護地域の設定。
- ・平成 17 年度には、国指定鳥獣保護区の新規指定（５箇所）（内 3 箇所の予定含）（計 3,798ha）及び区域の拡張（２箇所予定）
- ・「知床」が我が国における 3 番目の世界自然遺産として登録（平成 17 年 7 月）

（生態的ネットワークの形成）

- ・生態的ネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を平成 16 年度から実施中。

（２）里地里山の保全と持続可能な利用

- ・文化庁では、平成 16 年に文化財保護法を一部改正し、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに文化財として位置づけた。また、平成 16 年、17 年の 2 ヶ年計画で「文化的景観の保存・活用事業」により、文化的景観の保存管理及び整備活用のための計画策定のモデル的な検討を全国 9 地域で実施中。平成 17 年度には、文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に関する事業に対する補助制度「文化的景観保護推進事業」を創設。
- ・里地里山保全・再生モデル事業（環境省）、田園自然環境保全整備事業（農林水産省）、共生林の多様な利用活動推進事業（林野庁）、緑地環境整備総合支援事業（国土交通省）を平成 16 年度から実施。

（３）湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成 16 年 7 月に、日本サンゴ礁学会等と協力して第 10 回国際サンゴ礁シンポジウムを沖縄で開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）事務局を、平成 17 年 7 月から日本とパラオ共和国が共同で運営。
- ・平成 17 年 11 月開催予定のラムサール条約第 9 回締約国会議期間中に新たに 20 箇所の湿地を国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として登録できる見込み。

（４）自然の再生・修復

- ・自然再生推進法（平成 15 年 1 月施行）に基づく自然再生協議会が全国で 15 箇所（平成 17 年 7 月現在）設立。うち、6 箇所で全体構想が策定され、2 箇所での実施計画が策定。
- ・関係行政機関においては、補助事業も含めて、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等 155 箇所（平成 17 年 3 月現在）で自然再生のための調査や事業を実施。

（５）野生生物の保護管理

（種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理）

- ・平成 16 年 7 月及び 11 月にアユモドキ、ムニンツツジなど 13 種の保護増殖事業計画を策定。
- ・平成 16 年 7 月に、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど 11 種を追加指定。

- ・ 平成 16 年 8 月にイヌワシ・クマタカについて、個体数、分布、生態に関する調査結果を公表

(野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立)

- ・ 「野生鳥獣保護管理検討会」において、特定鳥獣保護管理計画の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行い、報告書を平成 16 年 12 月にまとめた。
- ・ 鳥インフルエンザのウイルス保有状況の情報を得るために渡り鳥等の調査等を実施。
- ・ 平成 16 年秋にツキノワグマの集落周辺への出没が多発したことを受けて、特に被害の多かった北陸地域について出没原因の調査を実施。

(移入種（外来生物）問題への対応)

- ・ 平成 16 年 6 月に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」が平成 17 年 6 月 1 日に施行。本法律に基づき、アライグマ、オオクチバス等 37 種類の外来生物を特定外来生物として指定（第一次指定）し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止。現在、第二次指定候補となる外来生物について検討中。
- ・ 外来生物法に基づき、第一次の特定外来生物のうち、野外で被害が確認されている 20 種類について、防除の公示を実施。また、全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて、防除の指針を作成し公表。その他、アライグマ・オオクチバス等に係わる防除モデル事業を実施。
- ・ 動物愛護管理法が平成 17 年 6 月に改正され、遺棄に対する罰則が強化されるとともに、移入種（外来生物）を含む特定動物（危険動物）について全国一律の飼養・保管許可制が導入され、個体識別措置が義務付け。

(6) 自然環境データの整備

(生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進)

- ・ 内閣府総合科学技術会議の生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループにおいて、生物・生態系開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について、平成 16 年 7 月に報告書「必然としての生物多様性 - その保全と持続可能な利用 - 」が取りまとめられた。

(自然環境保全基礎調査の質的転換)

- ・ 個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）の着実な実施。平成 16 年度には、自然環境保全基礎調査において浅海域の干潟や藻場の調査を実施。

(情報の共有と公開)

- ・ 環境省、農林水産省及び国土交通省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連携体制の構築を図り、モデル地域においてデータの集積整理を通じて、各調査データの相互利用の可能性等について検討を実施。
- ・ 平成 16 年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム（CHM））を、インターネットを通じて公開。

(7) 効果的な保全手法等

(効果的保全のための様々な手法の活用)

- ・ 環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高め、環境保全活動を促進することを目的とした「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成 15 年 10 月から施行し、平成 16 年 9 月には、基本的な方針を閣議決定。一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用を開始。

(環境アセスメントの充実)

- ・ 環境影響評価法に基づく基本的事項について見直しを実施し、平成 17 年 3 月に改正。

(国際的取組)

- ・ 平成 17 年 2 月に開催された生物多様性条約第 10 回補助機関会合において、島嶼生態系、奨励措置、海洋・沿岸、内陸水、農業の生物多様性、世界分類学イニシアティブ等が議論され、生物多様性条約第 8 回締約国会議（平成 18 年 3 月開催予定）への勧告等を実施。
- ・ 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）事務局を、平成 17 年 7 月から日本とパラオ共和国が共同で運営。
- ・ 平成 11 年のラムサール条約第 7 回締約国会議に決議された平成 17 年までに世界の条約湿地を倍増させる目標を受け、我が国の条約湿地数を 22 箇所以上に増加させることを国内目標とした。検討作業及び条件整備の結果、平成 17 年 11 月開催予定の第 9 回締約国会議期間中に 20 箇所の湿地を新規登録できる見込みであり、既登録湿地とあわせると条約湿地数は 33 箇所。